

⑬産学官連携定例セミナー第 3 回「口紅の力セミナー」、第 4 回「みんなで創る生涯活躍のまちシンポジウム」の受講者を募集します

市では、健康でアクティブな生活を提供する、笠間版 CCRC（生涯活躍のまち）の形成に向けた取組みの一環として、教育機関や企業と連携した実践的な講座を試行しています。第 3 回は「美容＋健康＋地域活性化」、第 4 回は「地域づくりと課題解決の方法」をテーマに、それぞれ企業等で活躍している方を講師とした講座を行います。

実際の取組みなどを基にした地域づくりの講座となりますので、皆様のご参加をお願いします。

講座名	口紅の力セミナー	みんなで創る生涯活躍のまちシンポジウム
日時	1 月 24 日（火）午後 2 時～4 時	1 月 28 日（土）午後 2 時～4 時
講師	メイ・ウシヤマ SBM 研究所 所長 いわもと たかあき 岩本 高明さん	医師（元三重県松阪市長） ^{やまなか みつしげ} 山中 光茂さん

※どちらか一方または両方の参加も可能です。

場所 笠間市役所本所 教育棟 2-2 会議室（笠間市中央 3-2-1）

参加費 無料

申込方法 電話またはメールで参加講座名、氏名、年齢、住所、連絡先をお知らせください。

申込期限 1 月 23 日（月）

申・問 企画政策課（内線 557）メール info@city.kasama.lg.jp

⑭岩間公民館講座「まちかどウォーキング」（第 4 回）の参加者を募集します

今回は城下町のなごりが残る、レトロな雰囲気の茂木駅周辺を歩きます。商店街をぬけて城山公園への坂道を登っていくと、体が温まった頃には高台から街並みが見えてきます。

日時 3 月 1 日（水）午前 9 時～午後 3 時 30 分 受付：午前 8 時 45 分～

場所 栃木県芳賀郡茂木町内

集合場所 市民センターいわま 1 階ロビー（笠間市下郷 5140）

講師 スポーツ推進員 ^{こいけ さちこ} 小池 幸子さん

対象 市内在住または在勤の 20 歳以上の方、5 キロメートル以上歩ける方

定員 30 名（応募者多数の場合は抽選）

参加費 1,300 円（受講料、昼食代）

申込方法 最寄りの公民館窓口で直接申し込むか、①講座名「まちかどウォーキング 4」、②氏名（ふりがな）、③性別・年齢、④郵便番号・住所、⑤電話番号を記入の上、はがきか FAX でお申し込みください。電話での申込みはできません（FAX の場合は必ず受信確認の電話をお願いします）。

申込期限 2 月 8 日（水）必着

受付時間 午前 9 時～午後 5 時 15 分（月曜日休館）

申 岩間公民館 FAX 0299-45-7612 〒319-0294 笠間市下郷 5140

友部公民館（笠間市中央 3-3-6）、笠間公民館（笠間市石井 2068-1）

※笠間公民館は工事中のため、受付窓口は笠間市民体育館 2 階となります。

問 岩間公民館 Tel 0299-45-2080

⑮不動産公売に参加してみませんか

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により、不動産公売を実施します。

日時 3 月 7 日（火）午後 0 時 50 分～

場所 茨城県水戸合同庁舎 2 階大会議室（水戸市柵町 1-3-1）

公売不動産

売却区分番号：28-123 見積価額：1,300,000 円 公売保証金：130,000 円

所在	笠間市仁古田字高房		
地番	798-1	799	807-1
地目	畑	畑	山林
地積	1117 平方メートル	301 平方メートル	594 平方メートル

売却区分番号：28-124 見積価額：540,000 円 公売保証金：60,000 円

所在	笠間市仁古田字富士下	
地番	1217	1218
地目	田	田
地積	1842 平方メートル	73 平方メートル

売却区分番号：28-125 見積価額：600,000 円 公売保証金：60,000 円

所在	笠間市仁古田字辺田下	
地番	1360-1	1361-1
地目	田	田
地積	2232 平方メートル	96 平方メートル

※農地につき、買受適格証明書の提出が必要です。

※中止になる場合もありますので、事前にお問い合わせください。

※詳細については、収税課で無料配布している公売広報をご覧ください。また、茨城租税債権管理機構のホームページでも、詳しい内容をご覧ください。

ホームページ <http://www.ibaraki-sozei.jp/>

問 茨城租税債権管理機構 Tel 029-225-1221

⑯飼い主の方やこれからペットを飼う方へ

動物を飼うことは、動物の命を預かることです。飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。

人と動物が共に生活する社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。

〇飼い主の方へ

守ってほしい 5 か条

- (1) 動物の習性等を正しく理解し、最後まで責任をもって飼いましょう
- (2) 人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう
- (3) むやみに繁殖させないようにしましょう
- (4) 動物による感染症の知識を持ちましょう
- (5) 盗難や迷子を防ぐため、所有者を明らかにしましょう

〇これからペットを飼う方へ

ペットを飼うことは、その一生に責任をもつことです。ペットを飼う前に本当に飼い続けられるか、家族みんなで話し合ひましょう。

問 環境保全課（内線 125）、笠間支所地域課（内線 72115）、岩間支所地域課（内線 73115）